資料１－２

|  |
| --- |
| 「大阪府福祉のまちづくり条例の一部改正の考え方（案）」に対する府民のご意見とこれに対する大阪府の考え方 |
| 意見 | 大阪府の考え方 |
| 今回の改正案で、共同住宅の基準が５０戸から２０戸に下がるのは喜ばしいことであるが、真に障害者の地域移行をめざして、福祉部局と連携して不動産業界へ障害者理解についての積極的な働きかけに力を入れるべきでしょう。 | このたびの条例の一部改正は、社会情勢の変化から生じる課題に対応するため、障がい当事者や学識経験者及び事業者等から構成する「大阪府福祉のまちづくり審議会」において審議いただいた内容であり、条例の基準適合義務の対象範囲を拡大し、事業者へ対象となる共同住宅の地上階にある住戸までのバリアフリー化を新たに義務付けるというものです。いただいたご意見は、今後も上記審議会にて福祉のまちづくりに関する制度改善や課題に対する検討を重ねる際の参考とさせていただくとともに、関係部局とも連携して、障がい者理解などの啓発に努めてまいります。 |
| 今回の改正で共同住宅が50戸以上から20戸以上に拡大されたのは大きな前進である。障害者の権利条約が批准され、地域での生活が権利としても認められることになりますが、そもそも障害を持っているからと言って、地域での生活が制限されているのは差別ともいえる。ただ理念で認められても実際にマンションを探しても玄関の段差で住める物件自体が少ないのが現実。しかもほとんどの段差は10センチ程度で1段であり、最初から簡単にスロープ化できるものばかりである。入居が認められても、共有部分の玄関の段差解消のスロープは入居する障害者の個人負担になるのがほとんどである。今後、ますます高齢者が増え、地域生活を望む障害者も増える。また生活保護の住宅扶助の切り下げも想定される中、共同住宅のバリアフリー化は急務の課題となる。障害者団体で大阪市内の物件500戸超を調査した結果では15戸程度でも最近のマンションでは玄関のバリアフリー化がなされている。今後は、現状の調査や課題整理の上で、さらなる対象拡大やエレベーターの設置を検討していただきたい。 |
| 障がい者の相談支援業務に従事しており、私自身も車いす利用者です。施設からの地域移行にも取り組んでおり、相談者が車いすの場合、選択するほどの物件が上がらず段差がある場合、自己負担でのスロープ設置の交渉が必要となる |
| 障がい者の相談業務に従事しており、私自身も障がい者です。相談業務には障がい者の自宅訪問もあります。障がい者の多くは、生計は生活保護で成り立てている方が多く、安い家賃の住宅を探すと必然的に段差のある住宅に住まざるを得なくなります。相談したいのに、受けたいのに、お互いが話しにくい状況があります。また、相談者の中には、中途障がいの方もおり、公営住宅に住んでいる方もいます。以前の公営住宅は、エレベーターが設置されていない階があり、数段の段差がある為に外出ができなかったりします。全くエレベーターがなく、上層階に住んでいる人も居ます。府の住宅改修助成金は、「個人の居宅内」でしか適用されず、使いたくても使えない場所があります。個別相談対応でも良いので、何とか改善していただきたいです。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 自動車修理工場の基準適合義務対象規模の見直しに関して、一般客が立ち入るエリアのみを規模算定の対象とするというのは、障害者の労働などの側面から考えると、あってはならないことではないか。 | 自動車修理工場については、平成15年の条例改正時に、都市生活において府民が日常的に利用する施設であり、利用者の安全性の確保を図る観点から対象と規定されたものであり、今回の改正においてはその趣旨をより明確にするものです。 |
| 府条例の今回の改正は、共同住宅の点は非常に評価できます。これまで、車いすユーザーの人達は、出入口の段差一段のことで住む場所が制限されてきました。今後の住宅で一つでも多くの「住める」住宅が増えていくことを願います。また、今回は叶いませんでしたが、近年関西で課題になっている駅無人の問題は、バリアフリー法でも規制できないもので、今後拡大していく恐れがおおいにあります。次回の改正検討の際は、ぜひともこの課題について、府としての何らかの姿勢を表して欲しいと思います。 | 鉄道駅の無人化は、大阪府として鉄道事業者を指導・強制する法的な権限を有しておりませんが、鉄道駅が果たす役割を踏まえ、鉄道事業者への必要事項の申し入れなど、引き続き関係部局が連携して働きかけを実施して参ります。 |
| 利用者の視点を考慮した配慮事項をまとめたガイドライン作成、当事者の参画の仕組みづくりは大変重要であると思います。利用ニーズの違い（住民～地域外利用）や障害種別も幅広く意見を集める必要性があり、関連機関や移動困難者の幅広い参画のもとに検討し続ける仕組みを早急に立ち上げ、継続していく必要があると思います。 | いただいたご意見は、今後ガイドラインの作成や、福祉のまちづくりを推進する施策等の検討を行う際の参考とさせていただきます。なお、ガイドラインや当事者参画の仕組みづくりなどは、今後福祉のまちづくり審議会において議論を重ね、作成する予定としております。 |
| 私は障がい者団体の職員ですが、車いすの人と映画に行くときがあります。映画館は未だに車いすスペースが限定されていて、ひどいときは一般客席の最前列より前の位置に車いすスペースが設置されていたりします。体を自身で支えることが難しい障がい者にとって、そこで映画を観ることは、とても苦痛です。電車での移動は一定使いやすくなりましたが、駅を降りてから「楽しむ」や「自分らしい時間を持つ」ことがまだまだ制限されています。これからも府条例をもっと良くしてください。 |
| 府条例は障がい当事者も参加した審議会や、今回の検討にあたり部会も立ち上げ、障がい者の参画にかなり意欲的だと思いますが、実際に毎日のように電車やバスに乗り、日常的に「もっと○○になれば」という想いを持っている人はたくさんいます。当事者参画のしくみ作りが今後の課題となっていましたが、ぜひ地域ＮＰＯ団体とも連携して、府民アンケートや調査を行って、実態を見てください。障がい者の声をもっと拡く声を聞いてください。 |